

広陵町中小企業・小規模企業実態調査等業務委託
プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

別添仕様書の通り

2. 業務の内容

(1) 業務名

広陵町中小企業・小規模企業実態調査等業務委託

(2) 業務の内容

別添仕様書の通り

(3) 業務期間

契約締結日から令和5年3月31日までとする。

(4) 事業費限度額

2,590,909円（税抜）

3. 委託予定者の選定

本業務の委託予定者の選定は、事業の実績、目的及び内容に最も適したものを選定するために、公募型プロポーザル方式によって行う。

受注を希望する事業者は、参加表明書等を提出のうえ、公募型プロポーザルに参加し、業務について提案を行うこと。

提案内容等について審査し、最も優れていると認められた者を委託予定者とする。

なお、応募事業者が、1者であっても合格基準点を満たしていれば、委託予定者とする。

4. 事務手続き及び事業スケジュール

(1) 公告日

令和4年7月15日（金）

(2) 質問受付

令和4年7月22日（金）

(3) 質問の回答

令和4年7月27日（水）

(4) 公募型プロポーザル参加表明書の提出期限

令和4年7月29日（金）

(5) 企画提案書提出期限

令和4年8月17日（水）

(6) プレゼンテーション開催日

令和4年8月19日（金）

(7) 事業スケジュール

契約締結 令和4年8月下旬（予定）

事業完了 令和5年3月31日（金）

5. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 契約締結までに広陵町の令和4年度の入札参加資格を有する者であること。
- (3) 参加表明書提出期限の日以降において、広陵町指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 参加表明書提出期限の日以降において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 過去3年間（令和元年度から令和3年度まで）において同種又は類似業務の業務委託契約を地方自治体との間で締結した実績を有していること。
- (6) 近畿2府4県に本店、又は支店、営業所等があること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

6. 質問及び回答

提出書類等の質問については、質問の有無にかかわらず、その旨を記載した質問書（任意様式）をファクシミリ又は電子メールにより送信し、電話にて受信確認をすること。

- (1) 送信先 広陵町地域振興部産業総合支援課（電話番号 0745-55-1001）

ファクシミリ 0745-55-1009

電子メール sangyo@town.nara-koryo.lg.jp

- (2) 質問受付期間

令和4年7月22日（金）午後3時00分まで

- (3) 質問に対する回答

令和4年7月27日（水）に質問を受けた全事業者にメールにより通知する。

- (4) 様式

質問書の様式は、任意様式とする。但し、件名を「広陵町中小企業・小規模企業実態調査等

業務に係る質問」とし、連絡先（会社名、電話番号、ファクシミリ、電子メール、担当者名）を記載すること。

(5) その他

質問の内容に関し不明な点があれば、担当者に電話等により内容確認を行う場合がある。

7. 参加表明について

参加を希望する事業者は7月29日（金）までに参加表明書（第1号様式）を以下の方法で提出すること。提出された書類は返却しない。なお、審査目的以外で使用することはない。

提出書類 ①参加表明書（第1号様式）②誓約書（第2号様式）

提出締切 令和4年7月29日（金）17時必着

提出方法 持参または郵送により提出すること。提出にあたっては、封筒に封入して、封筒表面に「広陵町中小企業・小規模企業実態調査等業務 参加表明書等 在中」と表示すること

提出場所 広陵町 地域振興部 産業総合支援課

住所 〒635-8515 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷 583 番地 1

8. 企画提案書

提出書類 提出書類は正本1部、副本7部を作成し提出すること。

①実績調書（第3号様式）

②業務実施計画書（任意様式）

※業務実施計画書には業務の実施体制及びスケジュールを明記すること。

③企画提案書（任意様式）

④見積書（任意様式）

※見積額には消費税及び地方消費税額を含む。

提出締切 令和4年8月17日（水）17時必着

提出方法 持参または郵送

により提出すること。提出にあたっては、封筒に封入して、封筒表面に「広陵町中小企業・小規模企業実態調査等業務 企画提案書等 在中」と表示すること。

提出場所 広陵町 地域振興部 産業総合支援課

住所 〒635-8515 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷 583 番地 1

9. 企画提案書作成上の留意点

(1) 企画提案書の様式は原則として A4 版用紙縦置きで、横書き片面印刷、左綴じとし、使用するフォントの大きさは 11 ポイント以上とすること。図面等の補足資料は、必要に応じて、A4

版横、A3 版横で使用する。A3 版の用紙を使用する場合は、片面印刷とし、片袖折りにすること。

(2) 企画提案書の表紙のページ下部に通しページ番号を振ること。なお、ページ数の制限は行わないが、プレゼンテーションの時間で説明できる枚数とすること。

(3) 使用言語は日本語とすること（ただし、専門用語を除く。）。

(4) 記載内容については明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対する配慮をすること。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記載とすること。

(5) その他

① 本提案の作成に要した費用、応募に要した経費については、提案者の負担とする。

② 提出された提案書及び見積書は返却しない。

10. プレゼンテーション・ヒアリング審査の方法

提出された企画提案書等に基づき、プレゼンテーション・ヒアリングを実施する。

概要は以下のとおりとする。

※ 審査項目及び評価基準は、別紙「広陵町中小企業・小規模企業実態調査等業務プロポーザル審査基準表」のとおりとする（別紙1参照。）。

(1) プレゼンテーション・ヒアリングの日時及び場所

日時 8月19日（金）

場所 広陵町役場

※ 詳細等については、対象者に別途通知する。

(2) プレゼンテーション・ヒアリングの時間

1 事業者につき 30 分程度（概ねプレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分以内）

とする。

(3) 出席者

説明は、提案書の作成者とし、3 人までの入室を認める。なお、主たる説明は本業務の主担当者となる予定の者が行うこと。

(4) プレゼンテーション資料

プレゼンテーションに使用する資料は、提出された企画提案書のみとし、企画提案書にない追加提案の配布は認めない。

(5) 使用機材

プレゼンテーションに必要な機器として、スクリーンは町が用意するが、その他の機器については、提案者が持ち込むこと。

機器の設置及び撤去に要する時間は、プレゼンテーション・ヒアリングの時間に含まれる。

(6) 選定結果

審査委員会終了後、プレゼンテーションを行った全ての参加者に対して選定結果を文書で通知する。選定経緯及び結果に関する一切の質問及び異議には応じない。

1 1. 委託予定者の選定

- (1) 審査は、提出書類に記載された内容に加え、プレゼンテーション・ヒアリングにより、審査委員会において審査基準により総合的に審査・検討（再評価）を行い、提案者の中から交渉権第1位及び第2位となる事業者を委託予定者として選定する。
- (2) 交渉権第1位に選定された提案者とは契約に向けた交渉を行う。なお、交渉権第1位に選定された提案者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合等は、交渉権第2位に選定された提案者と交渉を行うものとする。
- (3) 選定結果については、審査に参加した全ての提案者に通知する。なお審査の結果等については、電話等による問い合わせは一切応じない。

1 2. 契約の締結、業務の執行

- (1) 1 1において、特定された者と協議し、内容について合意のうえ、随意契約の方法により、予算額の範囲内で契約を締結する。
- (2) 業務の適正な執行に関する事項
 - ①関係法令の遵守について
委託事業の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
 - ②業務の一括再委託の禁止について
受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。
ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、町と協議の上、業務の一部を再委託することができる。
なお、再委託を必要とする場合は、企画提案書に必要とする理由及び範囲を明記すること。
 - ③個人情報の保護
受託者が当業務を実施するにあたって個人情報を取り扱う場合には、広陵町個人情報保護条例（平成17年3月広陵町条例第5号）に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

1 3. その他

本提案の作成及び提出に要した費用、応募に要した経費については、提案者の負担とする。